

山元町議会議員全員協議会 議事録

日時 令和8年5月12日(火) 午後1時00分

場所 全員協議会室

欠席なし

協議事項 (1) 執行部説明

- ①省エネ家電製品買換え促進事業(町独自支援事業)について(事前説明)
- ②介護保険料の特例措置減免について(事前説明)
- ③山元町移住・定住支援補助金について(事前説明)
- ④山元東部地区非農用地(花笠地区)の活用事業について(報告)
- ⑤宿泊税市町村交付金について(事前説明)
- ⑥第3次山元町都市計画マスタープラン及び第1次立地適正化計画の概要について(事前説明)
- ⑦令和8年度山元町一般会計補正予算(第1号)における主要事業について(事前説明)
- ⑧「深山鎮魂の鐘」の譲渡について(報告)

(2) 資料配付

- ①山元町地域おこし協力隊活動報告会の開催について
- ②「ONE VILLAGE PARK」のオープンについて
- ③横山ポンプ室における井戸の休止について

(3) その他

- ①各委員会からの報告
- ②各一部事務組合等からの報告
- ③その他

午後1時00分 開 議

議 長(伊藤貞悦議員) 定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開催したいと思います。

まず初めに、村野里砂議員から、5時までの全員協議会出席で、5時以降については、育児等々の関係があるので欠席というふうな申出がありましたので御報告します。

続きまして、2点目、河北新報と日刊建設新聞の2者より傍聴の申出がありましたので、許可しております。

それでは、全員協議会に入ります。

最初に、町長から開会の挨拶をいただきます。

町 長(橋元伸一町長) はい、議長。それではですね、本日は、来月5日に招集を予定しております議会定例会への提案予定の案件等につきまして、全員協議会での事前説明の場を設けていただきまして誠にありがとうございます。定例会での審議等が円滑に進みますよう、

情報の提供、共有に努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、私ごとではありますが、去る4月19日執行の町長選挙におきまして、改めて町民の皆様からの負託をお受けいたしまして、引き続き町政の重責を担わせていただくことになりました。2期目におきましても、町が抱える様々な課題に正面から向き合い、公約の具現化に向け、一步一步、着実に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、今後とも議員各位の一層の御理解と御協力を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。

それでは、議題8件、資料配付3件になりますが、議題の説明に入ります前に、今日の動向や今後の取組など7点、御報告をいたします。

初めに、先月20日の午後4時52分に発生いたしました三陸沖地震に伴う災害対応についてであります。本町においては震度4の地震が観測され、併せて宮城県沿岸に津波注意報が発表されたことから、速やかに警戒本部を設置するとともに、海岸堤防の東側に対しまして避難指示を発令し、町内4か所の指定避難所を開設いたしました。津波への注意喚起や避難指示等の情報発信については、防災行政無線をはじめエリアメールなど各種広報手段を活用し、繰り返し周知し、指定避難所には、最大で34人の方が避難をいたしました。

なお、本町においては、幸いにも人的・物的被害は確認されていないことを、改めて御報告をいたします。

次に、先月22日に発生いたしました岩手県大槌町の林野火災についてですが、約1,633ヘクタールが焼損するなど大規模な被害が発生いたしました。消火活動については、火災発生の翌日に、消防庁から宮城県に対しまして緊急消防援助隊の出動要請がありまして部隊が編成され、阿武隈消防本部においても、5月2日から5月4日までの3日間、2隊5名を現地に派遣し、消火活動に従事しております。

次に、防災行政無線戸別受信機の整備についてですが、昨年10月15日開催の議会全員協議会におきまして、事業の進捗や進め方について御説明申し上げましたところですが、その後の状況について御報告をさせていただきます。

戸別受信機の配布については、製造工程等を見直し、納期の短縮を図り、2月19日から3月27日までの間、町内8会場で計13回、配布会を開催し、約1,600世帯への配布を完了しており、今月からは、家屋等への外部アンテナの設置が必要な世帯などへ受託業者が戸別訪問いたしまして更新作業を開始しております。

なお、配布会を開催した際、継続して使用したい旨のお申込みが多数寄せられたことから、戸別受信機の追加発注を進めておりまして、8月末の配布完了を目指してまいります。

次に、認知症の方やその御家族を地域全体で支援する組織、チームオレンジについてですが、このたび東日本大震災以降、主に高齢者や認知症の診断を受けた方などを対象に、継続的な訪問活動を行っている「やまもと傾聴ボランティアの会」をチームオレンジの第1号として認定することとし、明日13日に登録証を交付する運びとなりました。今後も関係機関等と連携を図りながら、認知症の方やその御家族が住み慣れたこのまちで安心して暮らし続けることができるよう、引き続き支援体制の整備に努めてまいります。

次に、クマに関する対応についてですが、昨年度は、全国的にクマの目撃情報や被害

が急増し、本町においてもクマらしき動物の目撃情報が多く寄せられ、12月には、大平区内において初めてクマが捕獲されたところでもあります。町といたしましても、防災行政無線等を活用し注意喚起に努めるとともに、鳥獣被害対策実施隊との連携を強化するなど被害防止対策に取り組んでまいりました。

また、今年度においては、全国的にクマが目撃されており、先月には、仙台市の市街地で捕獲されるなど県内でも目撃情報が多いことから、先月19日から今月18日までの間、県内全域にクマ出没警報が発令されております。現時点において町内における目撃情報はありますが、行政区回覧やスマホ情報アプリ等により定期的に情報を発信し、注意喚起に努めてまいります。

次に、本町の特産品でありますイチゴについてですが、シーズンの終盤を迎えました先月25日と26日の2日間、「やまもと夢いちごの郷」におきまして、今年で3回目となる「いちごフェア」が開催されました。当日は、出荷者の御協力によりまして感謝価格で販売された完熟イチゴを買い求めるため、多くの方々が早朝から来場されまして、会場は大いに賑わいました。今後とも本町の魅力ある農水産物の振興と積極的な情報発信に努め、生産者の皆様と共に、地域の活性化や交流人口の拡大につなげてまいりたいと考えております。

次に、再編小学校整備事業についてですが、昨年、第3回議会定例会におきまして、山元中学校、山下小学校周辺の測量調査及び山元中学校の再編に伴う改修計画策定を実施するための予算を御可決いただき、現在、各種調査を進めているところでありますが、調査結果がまとまり次第、改めて説明の場を設けたいと考えております。

また、先月23日、山元中学校におきまして、1学年生徒の腹痛、嘔吐等の症状による体調不良者が多数発生したことから、塩釜保健所への報告など対応をしたところでもあります。保健所の調査結果では、感染源や感染拡大の要因については明らかにできなかったものの、学校給食に起因するものではないとの連絡を受けております。

それでは、本日の議題について御説明を申し上げます。

まず、1点目は、省エネ家電製品買換え促進事業についてであります。

先月の議会全員協議会の冒頭で御報告いたしましたとおり、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、4月1日から省エネ家電への買換えに係る補助金申請の受付を開始したところでありますが、町民の省エネ及び温暖化対策に対する関心が非常に高く、当初の想定を上回る申請があり、申請受付初日に予算枠の上限に達したところでもあります。また、その後も問合せが多数寄せられていることや、町としてゼロカーボン宣言を行い、町内の二酸化炭素排出量の削減を進めていることを踏まえ、新たに町独自支援事業として制度を創設し、来る第2回議会定例会において係る予算を提案したく、事業の概要等について御説明をするものであります。

2点目は、介護保険料の特例措置減免についてであります。

令和7年度の税制改正に伴う介護保険法施行令の一部改正により、前年度非課税者に対する特例的な保険料の減免の取扱いが示されたことから、町においてもこの減免を実施するため、6月議会定例会に関係条例の一部改正を提案いたしたく、その概要について御説明をするものであります。

3点目は、山元町移住・定住支援補助金についてであります。

町では、これまで町内で住宅を新築または購入する新婚・子育て世帯などを対象に補

助金を交付し、移住定住を推進してまいりましたが、昨年度末をもって事業を終了したところであります。引き続き人口減少対策の一環として移住定住施策を進めるとともに、増加する空き家の利活用を促進することが重要であると認識しておりますことから、補助制度の内容を一部見直し、定住促進と空き家対策を一体的に進めてまいりたいと考えており、その概要等について御説明するものであります。

4点目は、山元東部地区非農用地の活用事業についてであります。

これまで花笠地区の非農用地におけるメガソーラー事業について、議会全員協議会等において御説明してまいりましたが、議員各位から御指摘のあった事項を調査、整理し、再度御説明するとともに、今後のスケジュール等について御報告をするものであります。

5点目は、宿泊税市町村交付金についてであります。

今年1月、県において、観光資源の魅力増進や旅行者の受入れに必要な環境の整備、そのほか観光の振興を図る施策に要する費用に充てるための法定外目的税として宿泊税が導入されました。これを財源として地域の特色を生かした観光地域づくりを安定的に実施するための宿泊税市町村交付金が交付されるに当たり、その概要等について御説明をするものであります。

6点目は、第3次山元町都市計画マスタープラン及び第1次立地適正化計画の概要についてであります。

まちづくりの根幹をなす都市計画マスタープランの改定と、持続可能な都市構造の形成を目指す立地適正化計画の新規策定に向け、昨年8月19日の議会全員協議会において中間報告を行いました。その後、山元町都市計画審議会をはじめとする関係機関と協議検討を重ね、このたび計画案を取りまとめましたので、来る第2回議会定例会において議案を提案するに先立ち、その概要について事前に御説明をするものであります。

7点目は、令和8年度山元町一般会計補正予算（第1号）における主要事業についてであります。

今年度の当初予算につきましては、人件費や管理経費等の義務的経費をはじめ、速やかな実施が不可欠な事業経費を中心に計上した、いわゆる骨格予算として編成したところであります。このため第2回議会定例会におきましては、政策的な事務事業や昨年度から継続して取り組んできた事業等について、肉づけ予算として計上を予定しておりますことから、主な事業の概要について御説明をするものであります。

8点目は、「深山鎮魂の鐘」の譲渡についてであります。

深山山頂付近に設置されている鎮魂の鐘につきましては、設置及び管理主体であった特定非営利活動法人山元・あしたの響きが解散したことに伴い、同法人より残余財産として当該構築物を本町に無償で譲渡したい旨の申出がありました。町といたしましては、設置目的や設置場所等を総合的に判断した結果、この申出を受けることといたしましたので御報告をするものであります。

次に、本日資料配付としております3件について御説明をいたします。

初めに、山元町地域おこし協力隊活動報告会の開催についてですが、本町では、現在、10名の隊員が町内各所において地域の振興や活性化に向けた各種活動に取り組んでおります。このたび協力隊員の活動内容について、町民の皆様により一層理解を深めていただくことを目的として、各隊員の活動内容や成果、今後の取組について報告をする山元町地域おこし協力隊活動報告会を開催いたしますので御報告をするものであります。

2点目は、「^{ワン}ONE ^{ビレッジ}VILLAGE ^{パーク}PARK」のオープンについてですが、地域おこし協力隊員の祝陽平氏が、旧坂元中学校利活用事業者として同校体育館を借り受け整備を進めてきた体操施設がこのたびオープンする運びとなったことから、その概要について御報告をするものであります。

3点目は、横山ポンプ室における井戸の休止についてですが、昨年5月、横山ポンプ室の井戸を水源とする給水に破水が発生したことを受け、今年1月にカメラ調査を実施した結果、井戸内部において経年劣化が進行していることが確認されました。この状況を踏まえ、安全で安心な水を安定的に供給するため、当該井戸の今後の運用方針について御報告をするものであります。

以上、本日の議題等について御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしく願いをいたします。

私からは以上でございます。

議長（伊藤貞悦議員）ありがとうございました。

遅くなりましたが、暑い方はですね、上着を脱いでいただいて結構です。

それでは、協議事項に移ります。

（1）の①省エネ家電製品買換え促進事業（町独自支援事業）について説明願います。町民生活課長（青田敦子課長）それでは、省エネ家電製品買換え促進事業（町独自支援事業）について御説明します。

1、趣旨と経緯についてです。

本事業は、国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用し、4月1日から補助金申請の受付を開始したものです。しかしながら、町民の皆様の省エネや物価高騰対策への関心が非常に高く、受付初日に予算額の上限に達したところです。また、本町では、ゼロカーボンシティ宣言を進めていることから、国の事業とは別に町独自の支援事業を創設し、補正予算を提案するものです。

2番、国の交付金活用事業の概要です。

対象となる家電製品は、テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫の4品目です。補助金額は、購入費の2分の1以内、上限5万円としております。補助対象となる購入期間など詳細は資料に掲載のとおり、予算額については250万円です。

3番、申請及び問合せについては、4月30日現在の状況を説明します。

4月1日の受付初日に予算枠の上限に達し、内訳として、予算枠内の①申請が51件、②仮受付が20件、問合せが67件、合計で138件となっております。この状況を踏まえ、4月15日の区長配達においてお知らせし、町ホームページで申請受付終了した旨を周知しております。

4、今後の対応についてです。

今後は、補助対象購入期間及び申請受付期間を改めて設定し、申請受付は先着順とし、これまでに仮受付等を行った分については、優先枠として取り扱うこととします。先着受付とする一方で、町民の皆様に十分な周知をする必要があるため、区長配布にて各戸配布、町ホームページ、LINEなどを活用して周知期間を確保します。

5番、町単独事業（案）の概要についてです。

対象となる家電製品や補助金額については、国事業と同様に変更はありません。補助対象となる購入期間は3月1日から7月31日までとし、申請受付期間については、6

月12日に各戸配布を行うことから、周知期間を確保するため、7月13日から8月31日までの一定期間を設けております。

補正予算要求額の内訳です。

予算超過分の20件を優先枠とし、新たに180件を見込み、合計200件分として、予算額は1,000万円としております。

7番、今後のスケジュールについては、本日、全員協議会で説明させていただき、6月5日、第2回議会定例会において補正予算を提案させていただきます。6月17日の区長配布にて、各戸配布にて周知、7月13日から受付申請を開始と考えております。町ホームページやLINE等でしっかり周知していきながら行っていきたくと考えております。

説明は以上で終わりです。

議長（伊藤貞悦議員）はい。説明が終わりました。質問ございませんか。ございませんね。（「なし」の声あり）

それでは、2つ目、介護保険料の特例措置減免について、事前説明、地域福祉課長。場所を替わってください。お願いします。

地域福祉課長（齋藤剛課長）はい、議長。それでは、介護保険料の特例措置減免について御説明させていただきます。

初めに、1の特例減免の概要について御覧ください。

今回、介護保険料の特例措置減免を行うに至った経緯になります。

初めに、（1）でございますが、令和7年度の税制改正により給与所得控除が見直され、令和7年所得分から最低保障額が10万円引き上げられました。これは、言われている所得の壁の引き上げのものになります。

一方、介護保険料は、総所得金額と、あと課税、非課税の状況で13段階の所得段階に決定されているため、給与所得控除額が引き上げられたことにより介護保険料収入の減少が見込まれることから、第9期介護保険事業計画中の事業運営に支障が出ないように、税制改正前の給与所得控除額で保険料を計算するように介護保険法施行令が改正されております。

3になります。上記の改正によりまして、令和8年度の介護保険料の算定において、一部の被保険者は、町民税が非課税であっても、算定上、課税とみなされまして意図せず負担増となる被保険者が発生することから、令和8年度町民税非課税者への負担増分を減免できるように条例改正を行うものであります。

なお、この改正によって影響を受ける方は、給与所得がある方のみになります。

2の特例措置減免の対象者について御覧ください。

（1）の対象者になりますが、令和7年度、令和8年度ともに町民税が非課税の被保険者で、令和8年度の介護保険料算定において町民税が課税とみなされる方になります。

米印に記載しておりますけれども、令和8年度の町民税の賦課決定は6月になりますので、現時点での対象者の特定はできませんが、令和7年度の状況から最大で57名が対象となる場合がございます。

2の具体例を御覧ください。

令和7年度税制改正を踏まえ、非課税となる範囲内で10万円の就労調整を行った被保険者になります。単身世帯で令和6年中の給与収入が98万円、令和7年中の給与収

入が108万円の場合ですが、どちらも町民税が非課税の範囲になります。一方で、給与所得控除の引上げがなかったとすれば、令和7年中の給与収入108万円は、町民税が課税される金額となります。

次に、上段の表を御覧いただきたいと思います。

税制改正と介護保険法施行例の改正を踏まえて介護保険料の所得段階を計算した結果になります。町民税は非課税ですが、介護保険上は、改正前の給与所得控除額が適用されることによりみなし課税者となり、第6段階の年額7万9,200円に決定されます。

下段の表を御覧ください。

こちらの方は、条例改正により特例措置減免を適用した場合一つになります。令和8年度の町民税が非課税となることから、介護保険上も非課税者の所得段階となる第5段階の年額6万6,000円とするもので、第5段階と第6段階の差額分を特例措置減免することになります。これが具体的な例となっております。

次に、3の今後の対応について御覧ください。

1のスケジュールになりますが、本日の全員協議会での説明を経まして、第2回議会定例会に条例改正案を提案させていただきます。

なお、改正内容については、令和8年4月1日適用といたします。

減免対象者からの申請は不要としまして、保険料通知に減免内容を記載する予定としております。

今回、条例改正した分に関しまして、直接的な財源措置はございませんが、通常の低所得者軽減に係る国庫負担金や調整交付金に算定する予定となっております。

最後になりますが、今回の特例措置減免につきましては、令和8年度限り実施するものになります。

以上で介護保険料の特例措置減免の説明を終わります。

議長（伊藤貞悦議員）はい。説明が終わりました。質問ございませんか。（「なし」の声あり）なしですね。

次に移ります。場所を、移動をお願いします。

次はですね、山元町移住・定住支援補助金についてです。子育て定住推進課長、お願いします。

子育て定住推進課長（佐藤睦美課長）はい、議長。それでは、山元町移住・定住支援補助金について御説明いたします。

まず初めに、移住・定住支援補助金の事業実績となります。

この事業ですが、平成20年度、制度発足以来、補助内容を定期的に見直しながら事業を継続しております。

表の中段の下になりますが、令和7年度末まで補助金を活用し、住宅を購入した転入世帯は430世帯、1,178人に到達しております。この補助金を活用した転入者の75パーセントが40歳以下ということで、現役世代の活用がうかがえるものとなっております。

2番目といたしまして、令和8年7月施行の見直し案となります。

まず初めに、目的ですが、現行制度は、令和8年3月31日で期限を迎えておりますが、人口減少対策の一環としてこちらの事業に継続して取り組むため、補助内容を一部見直し、事業の継続を図るものであります。

施行期間といたしまして、7年度、8年度、2年間を予定しております。

3番の見直し方針ですが、こちらは、継続して新婚及び子育て世帯の新規転入、定住促進と併せまして空き家の利活用促進を一体的に推進するものです。

すいませんでした。失礼しました。8年度、9年度の2年間です。失礼しました。

見直しの方針といたしましては、継続して新婚・子育て世帯の新規転入、定住促進と空き家の利活用というふうなところを推進するものです。こちらに関しまして、昨年12月に締結しました「空き家バンク事業に関する連携協定」に基づき、対象範囲の拡充を図るものとなります。

なお、こちら転入者の空き家活用に関しては、一部国庫補助が該当するものとなります。

現行制度からの主な変更点でございますが、右側のページを御覧ください。

こちらの黄色く着色した部分が今回の変更点となります。その他の新規転入ということで、新婚・子育て世帯以外の転入者に対しまして、リフォーム事業として上限20万円、こちらの補助を該当するものとなります。

3番といたしまして、6月の補正予算額ですが、4,500万円余を予算化する予定にしております。内訳につきましては、記載のとおりとなります。

4番、今後のスケジュールになりますが、6月議会の方に補正予算案を提案、7月1日から新制度の申請受付開始ということで予定をしております。

説明につきましては、以上となります。よろしくお願いたします。

議長（伊藤貞悦議員）はい。説明が終わりました。質問ございませんか。

11番（岩佐孝子議員）はい。新婚・子育ての部分もそうなんですが、そこを手厚くするというのは分かるんですが、転居者、町外に出ていく方をより止めるためにも、もうちょっとこんな差額を出さなくてもいいんじゃないかなというふうに思ってるんですが、この辺の取扱いについてお尋ねしたいと思います。

子育て定住推進課長（佐藤睦美課長）はい、議長。こちら昨年度の見直しの際に、町内転居者の補助金の額は据え置いて、新規転入というふうなところを引き下げてるというふうなところもございます。やはり人口減少対策ということ、あとは、新規転入者に関しては、土地などを購入して新築するというふうなこともございますので、こちらの方の金額の差が出ているということになっておりますので、御了解いただければと思います。

以上です。

議長（伊藤貞悦議員）よろしいですか。

11番（岩佐孝子議員）はい。物価が非常に上がっている中で、果たしていいんだろうかっていうふうな思いがある。やっぱり町内から出ていかざるを得ない人たちもおりますけれども、できればとどまってもらってというふうなことであれば、もうちょっと考えていただいてもいいのかなというふうに思います。特に町内転居の部分の新規の新築もそうですが、住宅の取得なんかもそのように私は思うんですが、その辺についてはどのように検討されたのか、お尋ねします。

子育て定住推進課長（佐藤睦美課長）はい。現在、物価高騰ですとか、あと資材の高騰というふうなところで、なかなか住宅取得というふうなところは難しくなっているとこのころは、やはり不動産業者からも聞いているところなんです。そちらの補助金の金額に関しては、町内転居だけではなく全体をとというふうな、見直さなければならなくなるというこ

とになりますので、今回につきましては、全体の見直しではなく一部の見直しとさせていただきます。

以上です。

議長（伊藤貞悦議員）よろしいですか。

4番（丸子直樹議員）はい。今回の補正額という件で、内訳の方で、新築取得が16件というような形で、中古が18件というような形ではあるんですけども、令和6年、7年度の実際に動いた数から出てきたんだろうとは思いますが、見込みとしては、これは、今までの数がこのくらいだったというのは分かるんですけども、それ以上に、山元町に呼び込もうというような考えはないのか、お尋ねします。

議長（伊藤貞悦議員）課長が答えますか。

町長（橋元伸一町長）はい。基本的には、一件でも一人でも多くの方に移住定住してほしいというところからの提案になります。そういう中で、昨年度を見ると少し減ってますよね。皆さん御存じのとおり、今話もあったようにですね、物価高騰イコール建物の値段が上がっている、さらに金利が上がっている、そういうことがあって、家をですね、新たに購入する方が、今、相当減っているという情報はいただいております、各方面からですね。中古住宅を買う方が増えているということがありまして、そういう部分も含めて、空き家対策も含め、今回、このような形の計画というふうにさせていただきましたが、いきなり何ていうんですかね、その金額を増やしたりそういうことは、簡単という表現はおかしいですけど、お金を増やすのは簡単なんですけど、そうではなくて、今までの事業の中身にどこの部分を少し加えて、それで、町として少しでも一人でも多くの方に移住定住を考えていただくか、そういうことを考えた上での金額的な部分は、こういうことになります。

それ以外の部分で山元町のPRとかですね、そういうことを考えて、交流人口なり関係人口をどんどん増やして、まず町を知ってもらって、それで考える原点に立っていただくという部分考えた末に、お金を増やせば、その分、予算もいろいろかかります。これ以外にも物価高騰で予算的な部分でかかる部分もいっぱい出てきますので、いろんな部分を考慮した上で、移住定住についてはこのような形で、ほんのちょっとなんですけど、新婚世帯とか町内移転とかそういうことではなくて、それ以外の転居者、空き家とかそういう部分をですね、少しでも多く活用してもらおうということで、本当に3分の1、20万円ってそんなに大きい金額ではないんですが、そのようなリフォーム代を少しですね、増額をして、そして、少しでもそういうふうな形で山元町に目を向けていただけるようにということで、今回、このような提案をさせていただきましたので、何とかですね、御理解をいただければというふうに思います。今年の状況とか進み具合を見て、さらなるいろいろな措置、その辺は、今後、また考えていきたいというふうには考えております。

議長（伊藤貞悦議員）よろしいですか。（「はい」の声あり）そのほかありませんか。

10番（齋藤俊夫議員）はい。私も丸子議員のですね、問題意識と同じなんでございますけども、人口がね、今後、10年、15年で4割も減少するというね、すごい、今、過渡期を迎えようとしてるわけですよ。その中で諸物価が上がってる、町長も再選されたという中で、私はね、思い切って施策を打っていかなければ、これは、町がじり貧になるだけだと思いますよ。せつかく諸物価が上がってるっていうことを把握しながら、リフ

フォームだけ、20万円だけ新規に手当をしたということなんですけどもね、これで果たして山元町の施策のアドバンテージがね、得られるというふうにお考えの上、我々に説明してるんだと思うんで、どうですかって言うのも失礼な話かもしれませんがね、私は、もっと思い切ってやらないと、なかなかこの施策効果っていうのがね、いい形では期待できないんじゃないかなというふうなことを危惧するわけでございます。やはり詰めるところは詰める。しかし、しっかり投資するところは投資する。まさにメリハリを、町長は2期目に入られたわけですから、これは思い切ってやるべきじゃないのかなと。我々常任委員会、総務民生としてもね、この施策については、閉会中の調査ということで、一定の問題提起をさせていただきました。その結果がただかこのリフォームのその他の20万円だけというのは、非常に寂しい限りだなというふうに思います。

町長（橋元伸一町長）はい。今、齋藤議員の方からもありました、思い切った施策をということ、ありますけれども、先ほども言いましたようにですね、今後の町の財政的な部分を考えて考慮したりいろいろしたときにですね、確かにここで大きな決断をして、どれだけの方がその金額で移住定住していただけるかは分かりませんが、それ以外にもかかる部分というのは結構ありますので、いろんな部分、そうでなくても今の計画どおりでいくと基金がどんどん減っていく、そういうふうなシミュレーションが出ております。それがほんのちょっとではなくてですね、一気にどんどん減っていく。それが、今、いろんな形での物価高騰があると、さらにそれ、上積みされていきますので、そういうことをいろいろ考えた上で、先ほども言いましたように、取りあえずこの状況の中でこのたった20万円かもしれませんが、そういう部分で進めさせていただいて、状況を見させていただいて、今後、さらなるプラスにするかマイナスにするかってね、どういう部分で移住定住を進めるのにいい策になるのかということを見極めていきたいというふうに思っておりますので、今回は、このような形で進めさせていただくことを御理解いただければというふうに思います。

議長（伊藤貞悦議員）よろしいですか。

10番（齋藤俊夫議員）はい。もう1件ね、補正予算の内訳で、新規が16件というのは、傾向的には、ちょっと控え目な捉え方なのかなというふうに思うんですが、逆に中古がね、18件ね、リフォームが14件、しかし、傾向的には、中古、5年度から10件、8件、12件と、あるいは、リフォームも過去3年間は5件ですという、そういう傾向の中でね、この18、14というのは、諸物価が上がってる中で、20万円上げた中でこういうふうな見込みが成り立つんでしょうか。その辺の根拠をお示しいただきたいと思います。

議長（伊藤貞悦議員）町長でいいですか。

子育て定住推進課長（佐藤睦美課長）はい。こちらの予算額につきましては、令和7年度の実績で見っておりますので、令和7年度の実績のおおむね1.2倍の件数ということで、こちらの方を計上しております。

なお、PRというふうなところに関しましては、住宅展示場などそちらの方に行って幅広くPRをしてきて、こちらをそうですね、普及するよというふうな活動を行っていききたいと思っております。

以上です。

10番（齋藤俊夫議員）はい。ですから1.2倍でも3倍でもよろしいんですけど、その根拠は何

なんでしょうかってことです。

子育て定住推進課長（佐藤睦美課長）はい。今年度、リフォームというふうなところを予算の計上というふうなところで増やしておりますので、今までよりも増えるというふうなところで見込んでおりますので、7年度の実績を見てこちらの方の数の実績を計上しております。

議長（伊藤貞悦議員）令和7年度の数字を根拠にしたということですか。（「はい」の声あり）
ということですね。（「はい。実績を根拠にしております」の声あり）

10番（齋藤俊夫議員）はい。先ほどから具体的な数字までお示ししてるんだけど、実績、左のページにあって、右の補正予算、何でこんなに、これは期待値なんですかってことですよ。諸物価が上がってるんですよ。町でいわゆる中古物件、在庫を抱えてるんですよ。それをさばくために20万円しか上げてないんですよ。それでこういう期待値になるんですかということですよ。

町長（橋元伸一町長）はい。今の期待値という部分になりますが、まず、先ほども言いましたように、物価高騰と金利の高騰によって新築の住宅を買う方が減っております。中古住宅を探す方が増えております。最初は、ここ、だからゼロだったんですよ。なかったんです。ですから、そういう中古住宅を、この20万円を足すことによってどんと増やすってということではなくて、中古住宅を探している方が増えておりますので、中古住宅を買えば、リフォームをやったり多少なりともする方がおりますので、そこに対しての支援ということで、先ほども言いましたように、そんなに大きい金額ではありませんが、20万円をそういう方たちに支援できればということで、今回、20万円というこの増加分ですね、を作ったということでありまして。その20万円をすることによって多くの方に来てもらうっていう、それも一つですけども、そうではなくて、中古を探す方が増えているということなので、そういう方たちにも少し支援ができればということでの20万円です。

件数については、さっき齋藤議員からもあったように、期待値も相当込めております。できれば町としたら、新築で来ないにしても、中古住宅を購入いただいてですね、お金をそんなにかけずに、できるだけ違った意味での環境とかそういう部分で山元町に移住定住してほしいという部分もあります。子育て世帯というのを、できるだけ力を入れて呼び込みはしておりますが、やはりそうでない世帯の中にはありますので、そういう方たちへの多少なりともの支援ということも含めてここで20万円という、それを大きく取るか、これっぽっちと取るかということかね、これっぽっちという表現は悪いですけども、いうふうな考え方だとは思いますが、先ほども言いましたように、まずはこれでちょっと様子を見させていただいて、状況によってさらなる支援の拡充なりいろいろな部分は、今後、考えていければと思っておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

議長（伊藤貞悦議員）よろしいですか。

4番（丸子直樹議員）はい。自分が最初に言ったのは、金額を増やせというよりかは、目標として実態の数字を大きく超えた目標を持ってもらいたかったということです。実際、新築住居が18件だったんだったら今年はずせめて20件、中古に力を入れるんだったらそれも20件、そういうふうはこの補助金としては、確実にこれは、とてもそういう効果があると思っております。宮城県内においても、とても有効な補助金だと思います。ただ、

それを、先ほど町長が言ったように、中古を探してる人にこれが分かればできる。新築であろうと中古であろうと、これを届けることができれば絶対達成できると思うので、ぜひPRを頑張ってください。

以上です。すいません。

議長（伊藤貞悦議員）答えは求めませんね。（「答えは求めません」の声あり）そのほかございませんか。（「なし」の声あり）

それでは、次に移ります。

次は、山元東部地区非農用地（花笠地区）の活用事業についてです。産業観光課並びに施設管理課長、お願いします。

産業観光課長（村上桌長）はい。それでは、資料の説明をさせていただきます。

山元東部地区非農用地（花笠地区）の活用事業についてということで、こちらの全員協議会におきましてはですね、2月2日、4月7日に続いてという説明になります。あとは、令和8年第1回議会定例会で説明しておる内容についてですね、町の事業検討評価の詳細について改めて説明して、今後のスケジュールについて報告するものになります。

1つ目、町の事業検討評価について、になります。

（1）番、山元東部地区農地整備事業調整連絡会議における協議ということで、町の内部のですね、関係課で組織する連絡会議がありまして、その1月20日のですね、改めてその中で協議した項目について、再度、詳細について説明をさせていただければと思います。

確認項目、結果の順に御説明したいと思います。

まず、上段ですけれども、土地利用上の位置づけということになりまして、この地区につきましましては、東部地区土地利用マスタープランという中で、産業ゾーンとして活用する計画で、民有地を集約した土地になっております。下に移りまして、津波防災区域については、第1種区域ということで、事業用の建築については、制限がないということで確認したということです。あとは、津波ハザードマップの関係については、津波浸水深が5メートルから10メートル未満ということで、こういう基礎的な位置づけについて確認したということになっております。

あと、これまでの用地活用の経緯ということで、当該用地については、海岸に近く、津波防災第1種区域で建築制限はないものの、従業員の安全確保や塩害等のリスク、また、地権者もですね、200名を超える状況になっておりまして、条件が悪いという状況になっております。前にもですね、企業からの事業用地の一部をですね、活用したいという相談もありましたが、新たに水道や道路等のインフラについての追加整備だったりですね、あとは、地権者との交渉がまとまらなくて、この参入の経緯についても断念したというものがございます。

あと、面的な土地活用ということで、こちらについては、民有地と町有地を一団の土地として活用できるため、虫食いにならないですね、一括した利用ができるということで結果が出たということです。

あと、事業者の信頼性ということにつきましましては、全国各地で太陽光発電事業を手がけていることもあり、近隣でも相馬市での実績があるということと、あと、運営についても、グループ企業の共同経営や大手電力関係事業者との関係性もあるということから、

一定程度、信頼できるものと判断しております。

次に、地権者のメリットということで、現在、今の時点で用地が活用されず固定資産税の徴収ということになっておりまして、活用することになればですね、賃料収入等の地権者についてのメリットも見込まれると考えました。

次に、周辺農地への影響ということで、こちらについては、周辺農地で農地活用でいろんな作物を栽培されておりましたけども、離れているところにありますので、近接するものの大きな影響はないと判断しました。

埋蔵文化財についてになります。こちらについては、花笠遺跡というものが該当しておりますので、事前に試掘調査した上での事業実施が求められるということになりました。

あと、県の自然環境保全地域ということで区域設定がありますけれども、仙台湾海浜区域には該当しないという確認をしております。

また、こちらの土地の排水についてですけれども、自然の地下浸透ということと、あとは、近くを流れる花笠第2排水機場からですね、流れる排水によって排水されるということなんです。

あとは、町の太陽光発電事業条例の適用についてということで、町条例の適用に加え、発電規模が大きいということになりますので、県や国の法令等が適用になるのではないかとということです。

次に、追加整備費用ということで、先ほども申し上げましたけれども、工場等の建物を建設して活用するということになればですね、新たに水道や道路等のインフラ整備の追加費用が発生することになります。太陽光事業となればですね、こちらの追加費用がかからず現状のままでの活用が可能ではないかということで、今の東部の用地については、こちらの方は整備されていないと、インフラについて基本的なものがないというのが現状です。

税収等効果になります。固定資産税で、初年度で約5,000万円、10年間で約3億円の税収が見込まれるということです。また、町有地も含まれておりますことから有効活用ができるということと、現在、用地の維持管理ということで、草刈り等の維持管理をしておりますので、そちらの費用も削減できるのではないかと考えました。

あと、地域貢献の取組ということで、事業者側からですね、災害時には、役場庁舎への電力供給も可能であるというような提案があったということになっております。こちらの方の状況を踏まえてですね、進めてはいいんではないかという結論になったということになっております。

あと、右側に移りまして、担当課による主な確認事項ということで、事業者への聞き取り等を行っております。

まず、環境対策についてですけれども、周辺の先行している自治体等の事例で申しますと、仙台市の事例におきましては、秋保地区において大規模な森林伐採を伴うメガソーラーの事業の建設計画というものがありまして、こちらについては、市の環境影響評価制度というものがありまして、そちらの制度によりまして、環境に影響のある開発については、制限されているということです。あとは、仙台市については、さらに条例を改正してですね、こういう乱開発的な部分については、規制を強化するという動きがあるというふうに聞いております。ただ、この花笠地区、当該地区においては、整備さ

れたですね、平地を活用した事業でありますことから、新たに何か森林を伐採したりとかそういうようなものは、新たな開発を行わず、環境への影響は、ほぼないと推測されているところであります。

次に、津波対策についてであります。こちらは、防災面という部分があるかと思えますので、事業者からは、津波の衝撃に耐えられるようコンクリート基盤を大きくすることや、杭基礎を採用し対策を行うということで、前回、御報告させていただきましたけれども、特に花笠地区の用地につきましては、海岸近くに位置しており、津波浸水区域、ハザードマップに入っておりますし、今後ですね、千島海溝・日本海溝沿いの大規模地震が想定され、津波浸水というものもあり得ることからですね、事業者に対しては、それらの想定を見据えたですね、太陽光パネルの流出防止、また、浸水による鉛などですね、有害物質の飛散防止というのもですね、町としては、対策として求めたいというふうに考えます。

3番目になります。こちらについては、町の、今、条例での部分の手續に基づくものということで、山元町環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例、あとは規則ということでございます。こちらは、直接の手續は、町民生活課になっております。

別紙ですね、2枚目の方をお開きいただきまして、こちらは条例の抜粋になっておりますので、詳細の説明は省略させていただきましたけれども、その中にですね、事業者の責務ということで、環境配慮とかですね、防災の対応ということで努めなければならないというような形になっているということです。あとは町の確認事項ですね。規則に基づくものということで、2番目以降に、それぞれ関係法令に対するものというものがおりますので、このような手續も、今後、踏まえていく必要があるというふうなことになるかとおります。

資料、戻っていただきまして4番目になりますけれども、その他法令に基づく確認手續ということで、こちらは町と並行してですね、国の手續、あとは県の手續とそれぞれありますので、国はですね、法律に基づくもので、再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法などの適用を受けますし、あと、宮城県の部分については、太陽光発電施設の設置等に関する条例ということで、こちらの方の手續も、今後、事業者側は手續きとして進める必要があると、こちらをクリアした中で進めるということになるかと思えます。

2番目、今後のスケジュールについてでございます。

今後としましては、1番目、正副区長会議においてですね、事業概要の説明を予定しております。来週の5月19日火曜日において事業概要を説明させていただきます。

次に、2番目ですけれども、住民説明会の開催についてということで、日時としましては、今月の31日日曜日ですね、午前中に住民向けの説明会を予定しております。こちらについては、全町民に向けて5月20日の各戸回覧で周知を行います。あと、終わり次第、次に午後ですね、該当する地権者200名に対する説明を行うということです。場所については、防災拠点・ひだまりホールということで考えております。この説明会の終わった後ですけども、説明会での住民意見を踏まえた対応ということで、この説明会の内容を踏まえてですね、事業者等の対応等もありますし、あとは、該当する地権者からですね、このメガソーラーで事業を進めることがいいのかどうかというものの事業同

意がどの程度得られるかという方の判断を行いまして、こちらの方の事業が実施できるかどうか、今後、町とですね、事業者で協議してまいりたいと考えております。

説明については以上です。

議長（伊藤貞悦議員）1時間経ちましたので、休憩を10分間取りたいと思います。再開は、2時10分にしたいと思います。

午後2時00分 休 憩

午後2時10分 再 開

議長（伊藤貞悦議員）再開いたします。

山元東部地区非農用地の活用事業について説明が終わりました。質問ございませんか。

10番（齋藤俊夫議員）はい。一通り説明があったんですが、冒頭の3行にはね、これまでの経緯を踏まえた報告をするということなんだけども、何で今頃1月20日のやつがね、出てくるのかなというふうに思うし、むしろこの1月20日もあるんだけども、2月2日なり3月の一般質問でいろいろと問題提起しました。町長は、詳細はこれからだと、そういうふうなお答えをしました。4月上旬の7日の全員協議会でも直接的な町長からの説明はなくて、町長は、右を見たり左を向いたりというふうなそういうふうな場面で、今日のこの全協、3回目の説明というそういう場面なんですけどもね、今の説明を聞くと、少なくとも3月議会で何が問題というか指摘されて、町長がどういうふうに答えて、それをどのようにクリアしようとしているのか。多少は右側のね、2の方で2つほどあるんでゼロとは申しませんが、非常に説明責任を果たそうという姿勢が乏しい対応になってるんじゃないかなというふうに思います。

私はそのことを危惧して、先週、担当課長とお話ししました。その際、確認できたのは、私が3月定例会で一般質問をした議事録、確認していますかという中では、特にしてないということでしたよね。（「一通りはしてあります」の声あり）してる。（「ええ」の声あり）してるんだっつらば、もう少し何がポイントなのか、町としてのね、やっぱり責任というかさ、主体性をもっとね、出して、そこの中で町は、こういうふうにこの問題は評価したんだと、考えてるんだと、そういう説明をしてもらわないと、これから事業者に対策を求めていくなんで何か人ごとですよ、これ。これで住民説明会して、住民の方、分かるんでしょうかね。非常に危惧されます。

いろいろあるんだけども、最終的に問題はね、我々、東日本大震災で大変な痛手ね、被害を被ってるわけじゃないですか。津波で家が根こそぎ流されてね、それが地中深く瓦礫としてうずもれてる、うずもれた。農地再生のために、その瓦礫撤去に相当な時間とお金をかけて今日を迎えたわけじゃないですか。何かそれを忘れてるようにこの津波浸水区域、5メートル、10メートル未満というのを、全然心配ないですよっていうふうな議案ばかりで、この右側の津波対策に書いてあるようなことでパネルが全然流し出し、有害物質が漏れいしない、これ担保できるんですか。まず、その点をお答えください。

産業観光課長（村卓課長）はい。今、齋藤議員からあったですね、この津波対策、ハザードマップで浸水することが想定される中でということになりますけれども、当然そこが、そういうリスクがあるという中で、事前にですね、そういうリスクがあるっていうのも、業者ともしっかり話をさせてもらってですね、新たなこれに対応するような対策というも

のをしっかり業者のできるところはやってもらうというところで考えてはおります。こういうものがあるというリスクがある中でですね、それを進めるということではなくて、対策をどのように取るんだと、その事前対策ですね、リスクが分かっていることですから、事前対策をしっかり取るというの、業者とも話をして、しっかりその対応を取っていくということになるかと思えます。

10番（齋藤俊夫議員）はい。そうするとね、内閣府が出してる日本海溝・千島海溝を震源とする巨大地震で津波がこちらの方にも押し寄せてくるというね、この30年間で90パーセントの確率ですよ。防潮堤7.2メートルあるからそこで止まるってわけじゃないんですよ。その上を越えてくる波を業者がどうやってあれするんですか。どっか信頼の置ける試験研究機関とも連携してその強度をちゃんと保てるような、そういうことまでしてここに設備投資するということなんですか。

産業観光課長（村上桌長）はい。取れる対策というのは、当然、費用の面とかということもあるかと思えますので、そこは業者ともですね、しっかり話をさせていただいて、取れる対策というのを、話をしていくということになるかと思えます。業者には、しっかり波が越えてきた場合のですね、やはり動かないようにするとか、例えば路盤を少し高くするとかですね、そういうような対策も含めて対策は取っていただくように、私の方は、しっかり求めていくということになるかと思えます。

10番（齋藤俊夫議員）はい。これ、産業観光課長だけの話ではないんだけどもさ、住宅が津波の勢いで基礎から根こそぎ流出してるんですよ。そのことを忘れてるんですか、今の説明は。そういう認識で町民の安全・安心を担保できるんですか。町はそこんどこ、責任持ってこうだから前に進みましょうというふうにならないと無責任じゃないですか、それでは。

議長（伊藤貞悦議員）このことについては、町長から答えてもらった方がいいので。

町長（橋元伸一町長）はい。ただいま、これまでも何度かの説明の中で同じような質問がありました。やっぱり安全対策という部分、出たんですが、今、課長の方からも説明があったようにですね、ある程度、想定できる被害に対しての対策は、講じるという部分での今回のこの提案ではありますけれども、結局、今のようですね、15年前の1000年に1回の津波ということを考えて、30年以内にどのくらいの規模になるかね、最終的には分かりませんが、結局、どんな対策を取っても、それ以上というのは必ず想定されるわけですよ。いろいろある程度、1000年に1回とか100年に1回ということで復興計画なりなんなりも進めて、今こうやって15年たってまちづくりが完成したわけですけれども、結局、沿岸部に対して、じゃあ今の今回提案している場所に対しては、町が責任を持ってこのところを有効活用しますと言って地権者の方たちの同意を取って非農用地を集めた場所になるわけですよ。それが、その土地の換地がまだ完了してなくてですね、それで時間がかかってやっと2年、3年前に換地が全て終わって、これからその場所をじゃあどういうふうに活用していくかと。先ほども説明したように、今の段階だと、土地の換地が終わって登記も全部終わったので、地権者に対して税金がかかります。今、地権者は、税金をただ支払うだけになってますが、そこを有効活用することによって地代が入ってきますので、最低限、沿岸部で1種区域と言われる土地ではありますが、少しでもその土地を持っている方の足しになるようにということで、町としていろんなことを考えた中で、どうしてもやっぱり、今、齋藤議員が言ったように、

最悪の状態を考えたら、じゃあ人がいれるような場所になんなくなっちゃうんですね。ですから、工場を誘致したって何だってなかなか前に進まずにですね、二の足を踏んでしまって今の状態が続いている。じゃあそういう場所を何にするのが一番いろんな部分で町にとっても地権者にとってもいいのかということを経験をいろいろ考えた末に、今回のような、これ以上、あそこの土地に対して経費をかけずに、そして、地権者にも町にとっても少しでもプラスになることを考えたときにですね、今回のようなメガソーラーということが、ここにもさっき説明もさせていただきました、なぜ今までそういうことを私がですね、議会なり一般質問なり説明の中でちゃんと何で説明できなかったんだということは、そのとおりですけども、ここに書いてあることは、うそでも何でもなく、今回、皆さんに御理解をいただきたいがために、これまでの真実をそのままとめさせていただいたものです。それに対して、これまでのいろんな経緯に対して、私に対する疑問なりいろいろ言われるのは、私、それは、もうあえて受けますけれども、そうではなくて、今後、この土地をどういうふうにするのが一番いいかということを経験的に考えたときに、今回の計画に至ったと。ただ単にですね、土地が空いてるからもうメガソーラーでもいいからここにつくってしまえって、そういう安易に単純なことで決めたわけではないということは、御理解いただきたい。どんなことをやったとしても、それ以上のこと起こるでしょうと言われてたら、これ、絶対否定できないんですよ。ですから、確かに何かがあった場合には、何らかの被害が出ます。それを最小限にどうやって食い止めていくかということを経験しながら計画をこちらとしては立てたつもりであります。ですから、否定するのも簡単だと思うんですが、私たちは、できるだけそれを御理解いただきたいがために、こうやって何度も何度も説明をさせていただいてますので、その辺ですね、何とか御理解をいただいて、それを言ってしまうと、それこそ互理にもあります、岩沼にも名取にもあります、隣の相馬にもあります。そういうソーラー、今、齋藤議員からあったようなことが起これば、この辺のソーラーパネル、全部流出してしまってとんでもないことになるっていう、そういう話だと思うんです。ですから、そういうのをどこで、どの基準で見えていくかということだと思えるんですけども、さっきから課長が言ってるようにですね、その危険性に関しては、業者の方もですね、できるだけの手だてをすると、最悪の状態、ある一定の基準を設けて、その基準に耐え得るいろんな対策は取りますということを経験を、今、させていただいてるので、こちらとしては、それを信用して、先ほども言ったように、どこまで信用し得る会社なのかということを見極めるのも、こちらの町としての判断だとは思いますが、先ほども言いましたように、このことについては、今日ここで説明をさせていただいたのと同じようなことをですね、まず、住民の方にも説明をさせていただきます。一番最初は、区長たちにします。後ではなくて、ですから、同じことの繰り返しで今まで来てるんですよ、何回説明しても。結局、最悪の状態を考えたらどうするんですかということを経験で来てるので、そのことについて御理解をいただかないと、こっから先には進まないと思うんですよ。結局、これ以上のことが起こったら、これ以上のことが起こったらと言われてますと、それ以上のことって必ず起きますから、100パーセント食い止めるなんていうのは、どこで基準を決めるかだと思えるんです。ですから、そこを御理解いただかないと、こっから先には進めないと思うんですよ。1000年に1回の津波、それにできるだけ耐え得るような環境影響出ないようにやりますと、業者が対応取りますと言ってもらっている。

町としてもそういう対応をしてくださいよということをお願いをする。それをどこまで信用するかということになってくるんですね。ですから、それでも駄目だと言われると、結局、こっから先には、前には進まないということになります、この計画は。あそこに何をじゃあ持ってくればいいのかと。あそこの平地をただそのままずっと草刈りをして、何十年と土地の管理だけをしていけばいいのかということになってきますので、そういうところをどの辺で、どういうことで皆さんの御理解をいただけるのかということになってくると思いますので、先ほどの課長からの説明について、何とか皆さんには御理解をいただきたいと。周りもこういうふうな環境の中で、それなりのメガソーラーというのをずっとやってきているわけです。一番早いところだと10年以上過ぎたりしてるわけですから、そこを見ていただければ、ある一定の疑問は、解けるのではないかと思いますので、その辺を皆さんに御理解いただければというふうに思います。

10番（齋藤俊夫議員）はい。本質から外れた話をしないでね、問われたことをなるだけ限定してお答えください。私が言いたいのはね、有害物質を含んでない単なる工作物であればね、それは、町長がどっかで触れてるようなことでもやむなしかなというふうには思いますが、私が懸念しているのは、そういう津波の流出によってね、工作物っていうか、このパネルに有害物質が微量だけでも含まれてるわけですよ。風で倒れたとかね、何かの拍子に多少飛び散っても、それは、有害物質は、堅固なものにカバーされてるでしょうから何とかなるでしょう。

しかし、今度、津波でね、あれほどの大変な被害を受けている中で、いろんなものがこっぴみじんに砕かれてるわけですよ。有害物質が町内沿岸部を中心にね、いわゆるハザードマップの赤いエリアに散乱するわけですよ。地中の中に、どこに潜り込むか分からないんですよ。作物作ってもどういう影響があるか分からないってことになるんですよ。それを業者に確認する、それ以前の問題でしょう。私は、単なる工作物がね、津波に流されて、単なる瓦礫の撤去であれば、それは、岩手県の田老町のようにね、20メートルの要塞のような防潮堤をこしらえても、それが越水するときは越水する、被害を受けるときは被害を受ける、そのとおりなんですよ。だから単なる被害じゃなくて、有害物質対策が私は一番問題だなというふうな思いで津波対策と言ってるわけですよ。

だからそこに的を絞っていただいて、土地の有効利用とかなんとかって、私、一般質問でも言ってるでしょう。これは前提です。まさにビッグチャンスなんですよ。そこをどういうふうにクリアできるのか、するのか、ここなんだと思いますよ。私、土地利用は否定しませんよ。ただ、安全対策が確認されないままに突っ走るっていうのは、これは、目先の小金が目くらんじゃいけないということまで例え話、言ってるわけですから、そういうことなんです。だからこの有害物質対策、じゃあどういうふうに考えるんですかっていうことです。もっと的を絞って。

議長（伊藤貞悦議員）有害物質対策について、他市町村とか何かの調査をしたり何かしたというふうなこととか、それから、近隣のところでもそういうふうな環境の下につくってるところがあるわけですが、そういうふうなところの調査をして今回に至ってるのかどうか、その辺も含めてちょっと回答いただければと思います。

施設管理課長（富樫誠課長）はい。パネルのですね、有害物質につきまして、インターネットとかも通しましていろいろと調べております。昔のですね、太陽光パネル、メガソーラーをやり始めた当初はですね、やはりそのような心配される有害物質というものがパネルの

方にも多く含まれていたという事実はございます。ただですね、その後、パネルの方も改良されてきておりまして、今現在のパネルについては、有害物質が漏れ出すということは基本的にない。そのパネルについても、現在はですね、シリコンタイプというパネルが世の中では主流になってきておりまして、全体の95パーセント以上の太陽光パネルというのがそういうシリコン系のパネルなんだそうです。このシリコン系のパネルには、有害物質として心配されておりますカドミウム、ヒ素、セレンとかですね、こういう有害物質というのは、使われていないというものでございます。ただ、一部、鉛というものは使用されているんですけども、非常にですね、パネル自体の造りが強固なものですから、それがすぐに漏れ出してですね、環境に影響を与えらるってことは、そういう影響は非常に小さいということが、今現在のパネルの性能として調べたところでございます。

10番（齋藤俊夫議員）はい。他市町村のメガソーラー造ってるところのそういうふうなデータとか何かを基にして造っているのかどうか、そういうふうな調査はしておりますか。

産業観光課長（村上桌課長）はい。この事業者については、相馬の磯部の関係は先行してやっておりますけれども、まだ、今、大変申し訳ないんですけども、そこも確認しておりますので、もちろんある程度のしっかりとした対策を踏まえた中での相馬の事業ということで確認しておりますけれども、有害物質の部分については、今、確認中でございますので、また後日ですね、報告させていただければと思います。

10番（齋藤俊夫議員）はい。まずね、施設管理課長から説明のパネルのね、有害物質の関係なんだけども、課長が言うのも一理あるんだけども、だから通常のね、取扱いの中で、風で飛ばされたとかさ、高いところから落ちたとかっていう程度では、それは大丈夫かもしれない。それは前提ですよ。如何せん津波の圧倒的なパワーの中で、そういう実証実験した結果、漏れはございませんと言うんだったらそれは安心ですよ。そうじゃないでしょうと言ってんの。この前もお邪魔したとき、そういう話をしましたよね。一般論じゃないんでしょう、私言ってるのは。それから相馬の関係、先行事例、これは、内閣府で調査結果出したのは2021年か、令和3年の12月、だから先行してるけども、そういう危機意識っていうか問題意識は乏しいわけですよ。亘理もしかり、そういう状況ですからね、そこは町として、あらゆる手段を駆使して確認をして、我々にこうですかからいかがでしょうかっていうんだらばね、そうかやというふうにもなるんだと思いますよ。そんな見切り発車できる状況じゃないでしょう。

町長（橋元伸一町長）はい。今、見切り発車という言葉、出ましたけれども、こちらとしては、見切り発車したわけでもなくですね、先ほども言いましたように、これまでも説明はさせていただきましたが、なかなか御理解いただけずに今日の日を迎えているわけですけども、今日もですね、しっかりとですね、これまで疑念をいただいた質問等々、それについて、こちらとして調べ得る部分はしっかりと調べた上で、今日説明はさせていただいてます。今、齋藤議員からあったようにですね、今、担当課長の方からもいろいろ説明をさせていただきましたが、結局、説明をしても一つ一つ否定されてしまいますと、どこで基準を決めるかと。さっきも言いましたようにですね、今の担当課長の説明の中でもシリコンパネルという言葉が出てきて、ただ、それも95パーセントです。5パーセントの多少危険はあるというふうな部分がありますので、その辺をあとはやる側がどういうふうに判断をするか。一般的なことではないとかいろいろ言われますが、こちら

としては、一般的なこととか、いろんな関係機関にいろいろと調査をした上で皆さんの方に提案はさせていただいております。町民のですね、生命、財産を危うくするような計画をつくろうと思ってやってるわけではなくて、先ほども言いましたように、できるだけ沿岸部のですね、町として責任を持って対応すると言って集めた非農用地を、今後、いかに活用して皆さんのですね、町にとっても地権者にとってもプラスになる方向でどう進めていったらいいかということでの今回の提案になりますので、いろんなそれぞれの考え方はあると思うんですが、今ここで私たちも説明しました、齋藤議員からも疑問を呈していただきました。それで、それ以外の皆さんもお互いの話を聞いていただいたと思いますので、そういう中で、皆さんで判断していただくしかないのかなというふうに思います。私たちとしては、先ほども何度も言ってるようにですね、危ない橋を渡りながらお金を何とか稼ごうとかそういうことではなくて、できるだけ安全なものを誘致して、人にも町にもプラスになる、マイナスにならないようなそういうものをいかに誘致して沿岸部の土地を有効活用するかということを考えながらの提案でございますので、これ以上というのは、100パーセント絶対大丈夫なようにと言われても、やはり津波ということと言われてしまうと絶対ということは言い切れませんので、どんな対応をしても、20メートルの堤防を造っても30メートルの堤防を造っても、それを超えるような津波が来たらどうするんだと言われてしまえばどうしようもありませんので、極論ですけど、ですから、そういういろんな部分をですね、ちょっと今ここでお話しした中身を皆さんに御理解いただいて、そういう中で判断をしていただくしかないのかなと。私たちとしてもですね、これ以上、いろいろ聞かれてもですね、これ以上の答えようがありませんので、できるだけ安全対策には注意しながら今回の事業を進めようと思って計画しているところでありますので、その辺、何とか御理解いただければというふうに思います。

議長（伊藤貞悦議員） 渡邊議員、先ほど手挙がりましたが、まず、渡邊議員からどうぞ。

6番（渡邊千恵美議員） はい。説明を一通りお聞きしました。その上で、ここに載ってなかったのが最終処分先っていうか、ソーラーパネルの最終処分のことなんですけれども、太陽光パネル、30年でしたっけ、もつっていうことを前回お聞きしましたけれども、30年といたら、私、生きてるかどうかっていう、ちょっとそういった30年になってしまいますけれども、次世代に本当にそういった負の遺産として残すっていうことだったらちょっと考えるなっていうような部分があって、本当に最終処分のあと費用負担とか、次世代の子供、孫とかにそういった負担をさせてしまっは大変だなということをやちょっと思ったものですから、その先のことを考えての提案かどうか、まずお伺いしたいと思います。

産業観光課長（村上卓課長） はい。この30年後のパネルの扱いについてはですね、今の2030年問題ということで先行している全国各地でのパネルが大量廃棄という中で、国も対策を、制度等も、今、整えてる状況になってまして、技術的にですね、再利用したり、あと、しっかり最終処分したりということ、あと、処分場とかいろんなことも、国の方でも、今、法律的には整えようということで、去年の年末あたりも話をしたっていうこともありますので、そこについては、国もですね、やはり太陽光、エネルギー事業としての部分もありますので、しっかり法律とかも整えてリサイクル制度等、処分等の制度も確立していくという今後の流れというものができてるのかなと思います。

あとは、その処分費用の関係については、基本的には、売電費用ということで事業者がですね、そのお金を積み立てておいて、それをしっかり30年後の処分のときには充てて処分するということの一定の制度は、そこについては、もともとあるというところにはなっております。

以上です。

6番（渡邊千恵美議員）はい。先ほどから齋藤議員が津波のことをおっしゃってましたけれども、私も地元は閉上で、旋盤機械会社をしております。その旋盤機械というのはすごく重たくて、まさかこの機械も動かせるんだ、津波はっていうくらいのそういった重量なんですね。そういったことをそのときに思い起こすと、やはり齋藤議員がおっしゃることも私はちょっと理解できるなということをおもひまして、そういった津波対策も、もっとしっかりと考えてこれから施策を進めていただけたらと思います。

以上です。

議長（伊藤貞悦議員）答えは求めますか。（「求めません」の声あり）

10番（齋藤俊夫議員）はい。さっき私だけがいろいろ言ってるもんだから、議長に別な方に話を飛ばされてしまいましたけども、先ほど町長からね、冒頭答えてもらった中で5パーセントっていう部分があったんだけど、施設管理課長が言ったのは、今、太陽光パネルの主流は、95パーセントがシリコン系の製品だよと、そういうことですよ、先ほど言ったのはね。ですから、そういうことも含めてね、例えば、工業製品であれば強度とかね、漏えいの関係、JIS規格になるのか分かりませんが、しかるべき認定、認証をされてるはずですよ。それは、どの程度の強度試験をクリアしたものなのか、そういうの確認できるんじゃないですか。まずそういうことね。あるいは、具体的に鉛がどの程度含まれているのか。そのほかの可能性のある有害物質、いろいろございますよね、カドミウムとかヒ素とかね。そういうようなことも含めて、そういうものが津波で地中に攪拌されたときにどういう影響が残るのか。一定の確認をそれなりのところに町としてしっかりしてもらって、こういうことだから安全なんですよというふうに、行政としては、そういうことが責任ある対応になるんじゃないんでしょうか。私は、単なる工作物が津波で被害を受けると、そのことの被害を言ってるわけではございませんのでね、そこを間違いのないように、あるいは、土地の有効活用できないのであれば、それこそ町として、施策として必要な軽減策を講ずるとか、別な手だてだってあるはずですよ。そういうことも考え合わせながらね、有効活用をどういうふうに図っていくべきかと、将来にわたって安全・安心が担保できるような、そういう花笠地区の有効活用を模索すべきじゃないのかなと、私はそういうふうに思いますけどね。いかがでしょうか。

議長（伊藤貞悦議員）前段の部分は課長の方から、後段の部分は町長の方から、考え方、方針だろうと思いますので、調べた結果とかこれまでの経過とかっていうふうなことが分かれば回答してください。まず前段の方から、津波に関して、いわゆる環境影響評価、他の地区での評価の基準とか何かについてどういうふうになってんのかとか、調べてあのかどうかですね。どうぞ。

施設管理課長（富樫誠課長）はい。まずですね、パネルの有害物質の関係ですけども、先ほど説明した後、もう一回、御説明いたしますけど、現在ですね、一般的に普及しているシリコン系パネルっていうのは、もう全国的に普及してる中の95パーセント以上が、そのパネルが使用されていて、そのパネルには、カドミウムとヒ素とかセレンという、そうい

う有害物質は含まれていないということです。なので唯一入ってるのが、鉛だけが若干使われてる部分があるということなので、そこについては、パネルの強度からして、津波とかで例えば壊れたりひび割れたりしても、長いことずっと放置されて延々パネルが浸かりっ放しにならない限り、ある程度のタイミングで瓦礫撤去をできれば、そんな環境に影響はないというのは、インターネットの調べですけども、そこを見る限りではそのような形で、どこのやつを見てもそのような書きぶりになっております。

議長（伊藤貞悦議員）了解。後段については町長の方から。

町長（橋元伸一町長）はい。これまで2年間になりますかね、土地利用についていろいろな、いろいろといたしますか、そんな多くはありませんが、数社からいろいろ聞き取りがあつて、ただ、なかなか進まなかったということもあります。それで、先ほども言いましたように、今回ね、このような形がいいんではないかと思つて事業を進めようと思つておりますが、確かにこれがもし駄目であれば、違うものを探すしかありませんので、ただ、こちらとしては、先ほど来、説明させていただいたように、このメガソーラーが現状において一番有効な手段ではないかと思つて提案をさせていただいておりますので、あとは、やっぱり皆さんの方に、その後、違った形で提案を考えた方がいいんでないかというのは、それは、もし駄目だったらもうそういうふうを考えるしかありませんので、どれだけ時間を要するかは分からないですけども、できるだけ早急に土地利用をできるような形でのやはり施策は、こちらとしても進めていかななくてはいけないと思つてますので、そのときはそのときで、そのような形で進めていければというふうには思つております。これまでもそのようにして進めてきておりますので、そのままほったらかしというわけにはいきませんので。

議長（伊藤貞悦議員）分かりました。

10番（齋藤俊夫議員）はい。施設管理課長に、私が問題提起したのは、だから、工業製品ですからね、いろんな条件をクリアしてるんですよ。だからそういう耐性テストをどういう程度、どの程度の耐性テストをしているのか、それを確認してもらえば大分違うんじゃないでしょうかというふうに言ってるわけですよ。インターネットでは、私も同じくらい調べてるわけですからね、そういう危惧がなければここでね、延々とこんなことで時間を費やしたくないんですよ、私も。だからそういう一般論の話じゃなくて、これにしたってそうでしょう。ちゃんと強度なり保つて認定されてるわけですから、それがどういう強度なんだか、太陽光の場合ですよ。含有量なり漏えいの危険性なりそういうことを、私、お願いしてるんです。

議長（伊藤貞悦議員）今の質問、すぐ答えられますか。やっぱり調べてやるしかないわけですね。調べてないんだよね。

施設管理課長（富樫誠課長）はい。今、齋藤議員からあつた中身につきましては、調べてはおりませんので、太陽光のSKOS株式会社ですね、こちらの方にちょっと確認して、どのような製品を使用する予定でいるのか。また、そのパネルについての耐性のテストとかです。そういったものは、どのような基準の下で行われているのかというのについては、業者の方に確認したいと思つています。

以上です。

10番（齋藤俊夫議員）はい、議長。いろいろ問題提起をして今みたいな回答が返ってくるわけですよ。私は、もう一般質問でね、町長からね、パネルに関しての公害的な部分、危ない

部分、人身に与える影響を含めて、今後、しっかり対応していくように進めたいという回答をもらってるんですよ。もうそこから2か月経つんですよ。さっぱり調べてないんじゃないですか。だから、私、さっき、冒頭、この1月20日の検討の結果、何で今頃なんですかという話もしたんですよ。1月20日の後、括弧右側の担当課による確認事項、事業者への聞き取り等ということで、こういうものが町全体として、課長会議なり全体として共有されてないんですよ。担当課任せですよ、これ。全く説明責任なりね、危機管理をしてるというふうには、私は到底思えないということ、まずお話をしといて、議長、次のこの関係の問題提起をしておきます。

議長（伊藤貞悦議員）今は、回答はいいから次の質問ということですね。

10番（齋藤俊夫議員）はい。この問題、メガソーラーの関係はですね、総務民生常任委員会の閉会中の調査項目になってんですよ、メガソーラー事業に関連する環境防災住民合意についてというふうなことで。確かにまだ開催はしてませんが、4月の全協なり今日の全協もあったというようなことも踏まえてね、その辺は常任委員会としてどうすっかという部分、それがあんですけども、やはり閉会中の調査あるいは継続の部分については、執行部としても一定の配慮をしてもらってるというのが一般的だと思うんですよ。できるだけ相互理解をしながら物事を進めていくということでは、そのとおりだと思うんですけども、実は、この次の補正予算のやつ、中身を拝見したときに、同じ総務民生常任委員会で継続審査になっている令和7年度振興策要望書、これについては、どこを見ても補正予算には計上されていないということですが、これは、中身についてはね、いわゆる地区集会所の整備の関係なんですよ。そちらは、そういうことで継続審査というふうなことで一定の配慮があったのかなというふうに私は理解します。ところがメガソーラーの方は、全然配慮も何もなく次の説明会云々かんぬんというふうなね、話に持っていきこうとしてると。これはいかがなものかなと。少なくとも今日の全協なり総務民生常任委員会の調査を待って次のステップを踏むね、スケジュールを組まれるというのが、やはり執行部と議会の良好な関係を維持するためには、私は、大事なことじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺の認識、見解を改めてお伺いしたいと思います。

議長（伊藤貞悦議員）基本的には、今後のスケジュールの正副区長の説明とか住民説明会を開く前にきちっとしたステップを踏んでやるべきではないかというふうな考えのようですが、そのことについてはいかがでしょうか。

施設管理課長（富樫誠課長）はい。今後のスケジュールについてはですね、今、齋藤議員が言われたとおり、津波の対策の回答という部分は、大変私の方の調べもできなかったっていうか、そういうところもあって申し訳なく思いますが、このスケジュールの部分についてはですね、今後の安全性の部分というのも当然あるんですけども、まずこの概要的な部分を改めて区長とかと住民の皆さんですね、全体と地権者に説明をしながら、今後、安全性の部分、当然、町として担保する部分、必要な部分があるんですけども、そこも踏まえて実際この事業が進めるかどうかという部分の判断をある程度やっていく部分、やっていく時期というかですね、そのスケジュール的な部分もありますので、そこも並行というわけではないんですけども、そこもしっかりそちらの方を御理解いただきながら進めたいというのが今の町の方というか、町側の考えということになっております。

議長（伊藤貞悦議員）町長も同じ方針ですか。どうぞ。

町 長（橋元伸一町長）はい。そうですね。先ほど今後の進め方ということで説明をさせていただきましたが、これまでいろいろな課題をいただきましたけれども、今日で3回目というふうな説明になりますので、ある一定の御理解をいただいて、議会だけではなくて、これも、齋藤議員にも言われましたが、住民のね、意向もちゃんと確認をしなければならないというのがありますので、ある程度、もうそのソーラー事業については、表に出てる状況になってますので、これは、いつまでもずっとずるずるというわけにもいきませんので、住民説明会をして、あと地権者への説明をして、一番は、地権者が反対されれば何もできないということになりますので、議会の方からもし理解をいただいたとしても、地権者の理解をいただかないと前には進めませんので、ですからそういう形で、今、担当課長が言ったようにですね、ここに書いてあるようなこんな形での進め方ということでお願いはしたかったんですが、委員会の方で取り上げているということであれば、できれば早い段階で委員会を開いていただいてですね、その中でも、ある程度、今日一定の、これまで3回やってきた中でいろいろな質問を受けてますので、それに対する回答なりなんなりをこちらで準備をしてですね、その説明をさせていただいて、議会側、委員会側には、できるだけ御理解をいただけるように説明に尽くしていきたいというふうには思っております。できればこのような形で進めさせていただけると、こちらとしては助かるなというのがあります。

皆さん御存じのとおり、太陽光発電に関しては、自然を破壊するというので、今、いろんな厳しい状況が出てきて、国の補助事業も今年度いっぱいってということで、一定の収束といたしますかね、それから先、また新たな何か施策が出てくるかどうかは分かりませんが、そういうことを見据えながら業者の方も進んでおりますので、その辺も考慮しながらこれまで説明してきたつもりなんですけど、今現状の中でこういう状況になってますので、できればこのような形で進めさせていただけるとありがたいとは思っております。

議 長（伊藤貞悦議員）どうぞ。

10番（齋藤俊夫議員）はい。今、町長からもね、ある程度、これまでの議論を踏まえてもらったようなね、ニュアンスに私は受け取った部分があるんですけどもね、もしそうだとすれば、やはり総務民生常任委員会のね、閉会中の調査、これも委員長と相談しながらね、皆さんと相談しながらということになりますけれども、そういうものを踏まえてもらって今後のスケジュールを再構築してもらおうとね。その中でね、もう一回、今回の1月の事業評価だけじゃなくて、一般質問で似たような中身、質問差し上げてますけども、その回答をもう一回検討してもらって、それを、次のこういう場で改めて説明責任を果たしてもらおうと、そういうことに私は強く要望をしたいなというふうに思います。

町 長（橋元伸一町長）はい。こちらの町側の都合というふうに言われれば、そうなると思うんですが、結局、業者の方からですね、7月までに電力会社に対して、東北電力ですよ、ここでいうと、電力に対して補償金を積まなくちゃいけないらしいんですよ。それには、ある一定の計画を示して、そして、それに対して向こうから幾らという補償金が来るので、そういうふうな形での補償金を積む期限が7月いっぱいらしいんですね。ですので、何とかその7月までにある一定の方向性を見だしたいと。そうでないと業者として、先ほど言いましたように、今後どうっていうか、何が起きるかは分かりませんが、30年なり40年なりの計画でメガソーラー事業を計画する中で、補償金を積まないとなっ

から先は全然進めないと。多分7月までに補償金が積めないと今回の事業は白紙になります。そういうことがあるので、業者の方も逃げるということではなくて、できるだけ私たちが表に出て、できるのであれば議会に対しての説明も、私たちの方からもさせていただきたいということも、これまでも言われてました。ただ、どうしてもやはりこちらの執行部からの説明が不足しているということだったので、業者ということではなくて、私たちからこれまでこうやって説明をさせていただいているわけですが、その辺も、もし考慮いただけるのであれば、先ほど齋藤議員からもあったようにですね、委員会の方もできるだけ早めに、すぐ6月の議会が始まってしまいますので、とんでもない忙しい時期だとは思いますが、その辺を考慮していただいて、委員会も開催していただいてですね、その委員会での説明の場を設けていただいて、できるだけそこに合わせたスケジュールで進めさせていただければというふうには思います。よろしくお願いたします。

議長（伊藤貞悦議員）よろしいですか、それで。

9番（岩佐秀一議員）はい。総務常任委員会で当然、調査は産建のあれなんだが、総務としては、環境対応で調査するんだよね。したがって、この設置云々というより、太陽光パネルをどういうところが造っているのか、そして材質はどういうふうな材質なのか、そういうふうな説明を受ければ、我々も環境に与える云々というのは、住民にも説明できますし、我々も理解できると思う。あと、自然災害云々というのはね、別問題だからね、今までの問題は、環境と言っても木の伐採とか整備とかっていうね、そういう問題があったんだけど、今回の環境というのは、この材質に、津波に伴って影響する材質の中身に影響するから、その材質を調べていただければ。そして信頼を置ける製造元なのか、最後まで責任取れるような会社なのかというふうなのはお願いしたいと思います。

以上です。

11番（岩佐孝子議員）はい。今まで話を聞いてますと、津波っていうのを想定はしてますけれども、現在、灯油問題とかもありますよね。燃料の関係、そして、今、脱炭素とかっていう部分もあり、電気代も非常に値上がりをしてます。今、山元町としては、東部の地域の眠っている土地をどのような形で活用していくかっていうことが最大の私は課題かなというふうにも思っているわけなんです。それで、今まで出てきた話を聞きますと、国でも大規模な太陽光発電等の対策、各省庁を超えながら対策を講じていますよね。なので、少しずつ前向きに取り組んでるので、そういうふうな国・県とかの情報を収集しながら、やはり住民の方々が不安を感じないようなそんなものに持って行って、一日も早いですが、事業推進ができればいいのかなっていうふうに私は思っております。ということで、ぜひですね、皆さんの不安を払拭するための対策、町だけではないので、どこの市町村もありますので、その辺も調査しながらやっていただければというふうに思っております。一番の目的は、私は、やっぱりあそこの東部のところをどういうふうにして活用するのかということ、今まで15年間、そのままにしてきたツケが、今、回ってきているのかなというふうな思いもありますので、その辺も含めて議員も一緒に考えていければというふうに思ってます。

以上です。

議長（伊藤貞悦議員）回答は求めますか。（「求めません」の声あり）

2番（村野里砂議員）はい。今回のこの活用事業ということなんですが、私が議員活動をする前

の案件なので、ちょっと調べるところが限られてるんですが、この全国での実績というところで事業者の信頼性ですね、この4月7日に配られました協議会資料なんですけども、これを見ますと、太陽光の大体全国で10件、事業の実績があるというふうな受け止め方ができるんですが、実際、今この10件は運用されてる状態ですか。

議長（伊藤貞悦議員）この企業の10件。（「はい」の声あり）

産業観光課長（村卓課長）はい、議長。すいません。今、ちょっと手元、資料、下の方にあるんですけど、実際は、最初手がけてですね、今、全部っていうわけではないかと思われま。一部この経営の在り方とかの中でほかの事業者に譲渡したりとかっていうところもあったかと思ひます。

以上です。

2番（村野里砂議員）はい。今回のこのSKOSメガソーラー発電所というところで10件のうちですね、5件が着工準備中もしくは売却済みということで、実際、運用されてるのは5件でした。そのうち沿岸部は2件、相馬ですね、先ほどおっしゃった相馬があると思うんですが、実際、運用されてるのは9年というところで、今後30年というところで、今後の管理不全ですとか火災の問題ですとかデメリットもあるので、そこが多少心配なところではあります、途中で管理不全になった場合ですとか、そういった保険というのは、何かあるのでしょうか。

産業観光課長（村卓課長）はい。そちらについては、事業者がですね、売電、近年の収入等に基づいて積立等を保険とかということですね、それぞれ制度に基本的には入っていたいて、それの中での何かあった場合の対応というのが出てくるかと思ひます。

2番（村野里砂議員）はい。その積立てというのはですね、最終処分だけではなくて、その途中経過にも生かされるということよろしいのでしょうか。

産業観光課長（村卓課長）はい。すいません、途中でですか。

議長（伊藤貞悦議員）途中で、例えば破産したときのこととか、譲渡したときとか、何か災害があったときとかも対象になるのかというふうな質問だと思ひます。

産業観光課長（村卓課長）はい。途中で経営が変わってっていう対応ですか。

議長（伊藤貞悦議員）もう一度、聞いてください。

2番（村野里砂議員）はい。途中でっていうのはですね、管理不全ですとか途中で経営ができなくなったときですとか、あと、結構問題になっているのが、常に通電してるので火災が多いということが問題になってると思うんですが、そういった場合もその保険で賄われるということでしょうか。

産業観光課長（村卓課長）はい。すいません。経営が変わった場合についてはですね、その後の事業者についてということにはなるかと思ひますけども、途中で倒産した場合っていうのはですね、保険の適用範囲というのを、ちょっと私の方もどこまでかっているのを調べ切れてないので、あとは、その積立の範囲ですね、売電収入から倒産時だったり、あと、30年後のパネル処分に向けた費用の積立制度が途中で終わった場合というのはどうなのかというのはですね、調べてあと御回答したいと思います。

議長（伊藤貞悦議員）よろしいですか。

2番（村野里砂議員）はい。もう一点、すいません。もう一点お聞きしたいんですが、このままのスケジュールですと、5月31日にですね、住民向けの説明会が開催されるということなんですけれども、運用30年ということになりますと、私も75歳になりまして、

ぜひ聞いていただきたいのが、20代ですとか、30代の方に説明会を聞いていただきたいという気持ちがあるんですね。ですと、日曜日の午前中となりますと、やっぱり子育て世代は、なかなか参加しづらいという時間帯でもありますので、ぜひオンラインですとかLINEを活用して広く周知していただく考えはないのかなと思います。

産業観光課長（村上桌課長）はい。検討してまいります。

2番（村野里砂議員）はい。すみません。最後に、その説明会ですね、ぜひ海岸、沿岸部のですね、景観がかなり変わってくると思いますので、景観シミュレーションなどを添えていただけたら住民の方も分かりやすいのかなと思います。ぜひよろしく願いいたします。

議長（伊藤貞悦議員）今の最後のはオーケー。回答してください。

産業観光課長（村上桌課長）はい。景観等についてはですね、それぞれパネルの図面等が出来上がっておりますので、その中で業者の方の対応を求めてつくっていききたいと思います。

議長（伊藤貞悦議員）よろしいですか。（「はい」の声あり）そのほかございますか。（「なし」の声あり）

それでは、10分間休憩を取ります。再開は3時20分にします。

午後3時10分 休憩

午後3時20分 再開

議長（伊藤貞悦議員）再開をいたします。

次は、5番目、宿泊税市町村交付金について説明を求めます。

産業観光課長（村上桌課長）はい。それでは、資料のですね、宿泊税市町村交付金についてをお聞きください。

1番、宿泊税の制度概要です。

（1）制度目的、県において観光資源の魅力増進、旅行者の受入れに必要な環境の整備、その他観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として導入したことになります。

2番、課税の開始につきましては、今年の1月13日からこの税制度が始まっております。

主な内容になります。

①課税客体としましては、県内の旅館、ホテル等の宿泊に係るものです。課税になるものについては、1泊6,000円以上というのが基準となっております。

2番については、泊数ですね、泊まった数、1泊当たりというような泊数で計算をされるということです。

3番、納税義務者については宿泊者、4番、税率については、1人1泊当たり300円というような税制度が始まっております。

2番については、この宿泊税市町村交付金の概要ということで、県からですね、この財源の部分について、町でどう活用するかという部分での交付金が来ております。

1番、目的、宿泊税を財源とし、地域の特色を生かした観光地域づくりを安定的に実施するため、滞在時間の長期化につながるコンテンツ造成などの市町村が行う観光振興施策を支援するものというものになっております。

2番目の概要になりますけれども、こちらについては、ちょっと詳細を省くような形になりますが、交付金の対象事業としてですね、市町村が地域の実情に応じて行う観光

地域づくりに資するメニューというものになっております。

この米印になりますけれども、この制度活用に当たってはですね、令和8年度に新たに行うもの、または拡充して行う事業ということになっておりまして、あと、後段についてまた説明します。この事業について活用できるというものになっております。

②番、交付金の配分額になりますけれども、納税者の見込み数ということで、宿泊日数ですね、この見込み数に50円を掛けたもの、あとは、基礎配分額として50万円というのがありますので、こちらが交付額の計算基礎になります。

この米印になりますけれども、本町には宿泊施設がないためですね、交付額としては、基礎額の50万円が配分されるという内容になります。

3番目、交付金を活用する本町の事業についてということで、活用事業としては、花畑プロジェクト事業ということでひまわり祭りを充てております。こちらについては、従来からずっと開催しているものということで、交流人口の拡大に資するようなまちのにぎわいを創出する事業ということで従来から行っておりますけれども、こちらの事業についてですね、充当していきたいと考えております。

先ほど2番目で説明したですね、令和8年度に行う事業という中で、拡充して事業に使えるよということで県の方から説明、指示がありましたので、ひまわり祭りについては、今年度ですね、栽培地が前年と変わりまして面積、あと栽培本数等も増加しているということで、この拡充に当たる事業ということで県の方からは了承もいただいているという内容になります。

あと、最後に4番目、今後の対応としましては、今日の全員協議会を踏まえてですね、第2回の議会定例会において係る予算を提案したいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（伊藤貞悦議員）はい。説明が終わりました。質問ありませんか。（「なし」の声あり）
進みます。席替えをしてください。

第3次山元町都市計画マスタープラン及び第1次立地適正化計画の概要について説明を求めます。

建設水道課長（山本勝也課長）はい。それでは、第3次山元町都市計画マスタープラン及び第1次立地適正化計画の概要について御説明いたします。

昨年8月の全協で中間報告させていただきました内容に、その後の進捗により修正、追加したものととなりますので、主にその部分のみの説明とさせていただきます。

1ページから3ページは都市計画マスタープラン、4ページからは、立地適正化計画の内容となります。

1ページを御覧願います。

1の制度概要、計画の位置づけについては変更ありません。

2の策定工程です。

変更点としましては、表の右下部分になりますが、今後の予定といたしまして、本日の全協説明、5月21日に都市計画審議会では議案審議、その後、6月議会で都市計画マスタープランの議案を上程し、審議いただきます。議決いただければ7月に両計画の公表予定としております。

3の前回計画の検証から2ページの8、将来都市構造までは変更ありませんので、3ページを御覧願いたいと思います。

こちらは、新たに追加したもので、9の都市づくりの方針図となります。

左側が山下地域、右側が坂元地域となります。それぞれ土地利用の方針、防災の方針、その他の方針を定めており、山下地域は中心拠点、医療福祉拠点とし、坂元地域は生活交流拠点とします。主な方針として、山下地域は、学校再編事業の推進、横山・高瀬・山下地区の豪雨水害対策、作田山団地の盛土対策などとなります。坂元地域は、坂元中跡地等町有地の利活用、三線堤の整備、坂元地区の豪雨水害対策などであります。

以上が都市計画マスタープランの内容となります。

次に、4ページの10の立地適正化計画の概要から13の防災指針には変更ありませんので、5ページを御覧願います。

14の都市機能誘導区域・居住区域の設定です。

誘導区域の3か所に変更はありませんが、右下に(4)として、令和2年の国勢調査結果を用い、各誘導区域内の人口密度を追加しております。つばめの杜・山下地区は1ヘクタール当たり23.54人、桜塚・合戦原地区は11.68人、町・下郷地区は15.98人の結果となっております。

6ページを御覧願います。

15の実現化方策は、新たに追加しております。

(1)の誘導施設の設定ですが、3地区の都市機能誘導区域において、現在立地している都市機能増進施設、医療、福祉、商業などの区域外への転出を防ぐ維持の視点と、新たな施設を誘致し、生活利便性の向上を図る立地誘導の視点から誘導施設を設定しております。既存施設は維持を図り、坂元地区では、住民アンケートにより商業施設の要望が高いことから立地誘導に努めるものとします。

なお、誘導施設については、おおむね5年ごとの計画見直しの際に、政策的判断を踏まえ、見直しを行うものとします。

(2)の誘導施策では、①としまして、土地利用の誘導として居住誘導区域内で用途地域が指定されていない区域に対する用途地域の追加指定を行います。

②として、誘導区域における誘導施策として、表に記載の基本方針及び主な施策を定めます。

(3)として、目標値では、計画を実効性のあるものとするため目標手法を設定し、おおむね5年ごとに分析評価を行います。各目標値は、記載のとおりとなっております。

(4)としまして、届出制度になります。誘導区域を定めることで、法に基づき居住誘導区域外で一定規模以上の宅地開発、都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の新改築、用途変更、都市機能誘導区域内で誘導施設を休止・廃止する場合は、町に届出が必要となります。

以上で、簡単ですが説明を終わります。

議長(伊藤貞悦議員)はい。説明が終わりました。質問ありませんか。

10番(齋藤俊夫議員)はい。15、実現化方策のページだと6枚目の左ですか、ここに(1)として、誘導施設の設定ということで、それぞれの都市機能を3つの地域に誘導するか否かの方向性が示されてるんですけども、今、議会から都市計画審議会に私含めて3人の議員が代表で委員としてこの説明を受けて審査をしてきておりました。その中でですね、ちょっと気になった部分っていうか、お願いっていうか、子育て支援の関係なんですけども、認定こども園と保育所の関係で町・下郷地区、これはバー表示でございませぬ

で、右上の方に誘導しないというそういう意思表示なんですね。審議会の中では、担当課の方としては、町長と打合せをして、確認をして、こういうふうな表示をしてるといふふうな説明がございました。私も、担当課っていうのは、今、説明していただいた建設水道課の方なんですけども、もう一方、保育所を直接担当してる子育て定住推進課長にも確認をしました。その中で、また改めていいいますかね、しかるべき場所で町長の方から町・下郷地区に誘導しないということの意思表示はしてないということなんです。やっぱりそれは、ちょっといかがかなと思ったんですよ。誘導しないならしないでいいんですよ。ただ、やっぱり同僚議員の中にはね、一生懸命この問題、問題意識を持ってこれまで取り組んでこられた方もおるわけでございますのでね、やはり例えばこの場でしっかりとその辺、町長の方からこの機会を捉えてその旨のけじめっていうか意思表示をね、してもらった方が私はすっきりするんじゃないかなと、うやむやな形でいいいますかね、そういう形では、ちょっとどうかなというふうに思ったところでございますので、よろしく願いいたします。

町 長（橋元伸一町長）はい。この認定こども園、保育所ですね、バー表示というのは、上に書いてあるように誘導しないと、言葉どおりにいくと誘導しないになってますが、この上に赤字で赤線を引いて、おおむね5年ごとに計画の見直しをするということになっております。今回の立地適正化計画の中で、坂元地区に誰かがですね、私、坂元で保育所、幼稚園やりたいんですというふうな提案について、これは、すごく話し合いの中でもどうするかということで悩みました。今の現状の子供たちの出生数なんかを見たときに、地域ですね、現状で、ここ5年間の間で、無理やりという表現は悪いんですけど、坂元地区に保育所をつくっても、一部、私も地域の人たちに聞きました。もし坂元地区に保育所、幼稚園ができたときに、今、山元、こっちのつばめの杜保育所なりなんなりに通ってる方たちに、坂元地区の保育所、幼稚園に入っただけですかということを知ったときに、これはもうしょうがないと思うんですけど、一度こっちに通うようになって友達ができてると、それをやっぱり離すような、ばらばらなようなことはしたくないというふうな意見なんかも数人からいただいたりしましたので、さっきも言ったように、おおむね5年ごとの計画変更という現状です、その中で、今回は誘導するというか、積極的に坂元地区に幼稚園、保育所をつくりましょうということではなくて、先ほども話が出たように、いろんな形で子育て世代の定住を図っているわけですけども、そういう中である一定の人数確保といいいますかね、そういうことを見込める時期になったときには、誘導をしていくことは、必要かなとは思っております。ただ、今現在から5年間を考えたときに、現状では、保育所を坂元地区に無理に建設をしてですね、ばらばらにしないでいいだろうということで、今回は、ここの部分は、表現ですと誘導しないという何かすごい強い表現になってますけども、誘導しないということではなくて、現状では、まだ保育所を坂元地区にですね、いいだろうということでここをバー表示という形にさせていただきました。

ただ、今後、坂元地区には一切つくる気はないですよ、要らないと思いますよということではありません。坂元地区への若い方たちの定住促進というのは、やっぱり町の一つの計画の中では進めていくつもりでおりますので、できるだけ山下地区だけではなくてですね、坂元地区にも人口増というのを見込んでいろいろやっておりますので、そういう形で坂元中学校跡地利用だったり、あとは夢いちごの郷の関係だったり、そういうこ

とを進めてますので、茶室もそうですし、できるだけ人口増を誘導したいというふうには思ってますので、時期を見てある程度すると。このバー表示については、5年間という5年のスパンの中での考え方というふうに捉えていただければというふうに思います。今後、一切向こうにそういう施設はつくらないんだという発想からのこの表示ではないというふうに御理解いただければというふうに思います。

議長（伊藤貞悦議員）よろしいですか。そのほかございませんか。（「なし」の声あり）

次に移ります。

令和8年度山元町一般会計補正予算（第1号）における主要事業について、企画財政課長、説明を求めます。

企画財政課長（桔梗俊幸課長）はい、議長。説明いたします。

資料A3、2枚物です。

今年度の当初予算ですが、人件費や管理経費などの義務的経費を計上した骨格予算としての編成をしております。今回ですね、第2回議会定例会において政策的な事務事業や昨年度から継続的に取り組んできた事業、肉づけ予算ということで、今回、補正予算で上程予定としております。

なおですね、現在、6月の補正に向けて各課等の補正予算のヒアリング中ですので、これらの内容の変更、追加箇所もまだまだありますのでですね、御了承願いたいと思っております。

主要事業としてこちらに記載しておりまして、次のページまで行きますと全部で37事業、今回、説明させていただきたい資料をつくってございます。そのうちですね、このうち赤字で公約と書いてるものが事業は6事業ございます。黄色で着色している行、こちらが新規事業、13事業です。本日ですが、公約事業と新規事業を主に説明させていただきたいと思っております。

まずですね、1ページ目のナンバー3に公約として載せてます介護人材育成推進事業です。ケアマネの確保に係る研修費用の一部を町内のケアマネ事業者へ補助するものということで、今回、計上予定としております。

この右の方に行きますと、12番、13番です。

12番、まずは自動採点システム導入事業、これは教育委員会の方です。テストとかの採点を効率化して、データ分析に基づくフィードバックと弱点補強の徹底により学力の向上を目的とした事業というふうに考えてございます。

13番、大條家茶室此君亭抹茶提供事業、こちらはですね、歴史解説と併せて抹茶を体験できる機会を設ける事業を新しく進めたいということです。

めくっていただいて、こちら継続事業にもですね、公約ということで載せてございます。

24番、道路新設改良事業、こちら事業箇所が真庭下郷線等々、新たな道路の新設事業を今回6月で計上予定です。

あと、27番、河川改良事業、こちらはですね、河川改良となっておりますが、横山地区、高瀬地区、坂元地区を継続して排水事業ですね、そちらの方の検討を進めていくということです。

最後、右の方の37番になりますが、学校給食の無償化事業、新たに国の方からも無償化の事業がございしますが、町としても引き続き継続して無償化をしていくというよう

な考えで計上予定としてございます。

以上が、公約が6つの事業を載っけてまして、戻っていただいて新規事業です。新規事業、1番から13番まで拾ってございます。

まず、1番目、皆さん議員用の防寒コートの購入事業というのも新しく、今回、計上する予定です。

あと、2番目は、さきの議会での一般質問でございましたポケット版の統計書をつくっていききたいというふうに考えてございます。

4番目、ナンバー4です。こちら災害用電動アシスト付避難車、乳母車みたいなですね、子供が五、六人乗って運べるようなものですね、そちらの方を購入予定です。

5番、6番が幼児ICTの事業です。

5番目は、今、つばめの杜保育所でやっているICT事業を町内の保育所でも同じように体験できるように考えていると。

あと、6番目のICTについては、つばめの杜保育所での保護者との連携とかですね、密にするような新しいシステムを入れるということです。

あと、7番、8番がですね、クリーンエネルギー関係です。ゼロカーボンシティ宣言をさせていただきましたので、それに伴う事業として7番目は自動車購入の補助、8番目は、住宅用太陽光発電に伴う補助というふうになってます。

9番目、10番目は消防団に係るものとして、9番目、こちら議員と同じようにですね、消防団の防寒着を購入したいと。

あと、10番目は防火衣整備事業、消防団の人がノズル持って先頭に立つときに着る、筒先の人が着る服です。水かかってもいいし、防火が強力なものです。

あと、右に行って11番、こちらは、小学校の体育館にエアコンを設置する事業です。主なものは、このような形で新規事業として、今回、6月に計上予定、あとは、14番以降は、継続事業として載せていく予定です。

簡単ですが、以上でまずは概要、改めてですね、議案配付のときには、詳細について説明させていただきます。今回は、あくまでも頭出しということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（伊藤貞悦議員）はい。質問ございませんか。（「なし」の声あり）

続きまして、深山鎮魂の鐘の譲渡について説明を求めます。

企画財政課長（桔梗俊幸課長）はい、議長。説明いたします。こちら企画財政課からの説明となります。

ペーパー1枚です。

表題が「深山鎮魂の鐘の譲渡について」ということで、深山の山頂に設置されている鎮魂の鐘です。こちら設置管理主体であったNPO法人の山元・あしたの響きの解散に伴う残余財産の譲渡の申出があったことに対しまして、設置目的、場所等々を勘案した結果、譲渡の申出を受けることにしたということで報告をさせていただくものでございます。

2番目、譲渡の経緯・背景です。

こちらの鐘なんですけど、震災による犠牲者への追悼及び次世代への伝承を目的として、全国個人・団体から約800名の寄附などによって購入されたものでございます。設置

当初より管理していたNPO法人の会の高齢化などにより法人の存続自体が困難となってきたということで、今回ですね、その法人が令和7年、昨年10月に解散が決定されたということです。そちらの法人からですね、町に対して余った財産の申出が出されて庁舎内で検討した結果ですね、やはりこちらの背景なり趣旨を考えて譲渡を受けるといふような判断に至ったということです。

譲渡の内容です。

現金が28万9,114円、まずございます。あと構築物です。こちら鎮魂の鐘の評価額です。固定資産台帳を基に記載してございます。約500万円のものというふうに載ってます。

今後の管理方法についてです。

まずは、普通財産ということで、うちの方で、管財で受けまして、あとは、教育委員会に行政財産として用途変更します。内容としては、深山山麓少年の森の附属施設として管理をしていくのが一番ベストじゃないかということで考えておりました。

なお、少年の森、今、指定管理を行っていますが、山寺新山愛林会及び地権者である深山神社の運営母体である山寺区とも調整を図っておりまして、おおむね了解は得ている状況です。

今後、維持管理等、財政への影響でございますが、まず、譲渡は無償譲渡なので費用は発生しておりませんが、平時の管理については、草刈り等が必要になってくると。これは、従来までですね、山寺愛林会の方に指定管理者をお願いしてありましたので、引き続きということになるかとは思いますが。あと、この構築物の維持管理費なんですけど、令和6年度にですね、約60万円をかけてさび止めなり再塗装をしてございます。ですので、おおむね10年ごとにこれぐらいの金額がかかってくるのかなというふうには想定してございます。

以上でございます。

議長（伊藤貞悦議員）はい。説明が終わりました。質問はありませんか。

11番（岩佐孝子議員）はい。行政財産ということで、教育委員会からはあそこをね、深山山麓少年の森は、もちろん教育委員会というふうなところでやっているわけなんですけど、どうなんでしょうね。本来ならばあそこの少年の森は、教育委員会じゃなくて観光ということで始まった事業だった記憶が、私、あるんですけども、それが大変だということで用地交渉とかになったときに、教育委員会に投げられたって言ったら申し訳ないんだけど、そういうふうな感じで作られて平成5年に多分オープンしたと思うんですね。なのであそこは、本当に教育財産でいいんだろかっていう疑問もありますので、その辺も含めて、附属施設っていうふうなところも含めて、教育委員会の施設でいいのかどうかということも含めて、今後、考えてもらいたいなというふうにも思っております。

以上です。

議長（伊藤貞悦議員）回答は。（「回答はいいです。検討してください」の声あり）はい、了解。そのほかありませんか。（「なし」の声あり）

協議が終わりました。

それで、資料配付がございまして、この山元町地域おこし協力隊活動等と「ONE VILLAGE PARK」のオープン等々は配付だけでいいですね。（「はい」の声あり）それでは、見ておいていただきたいと思います。

まず、その他に移っていきます。

各委員会からの（「すみません、議長、ちょっとだけ、せっかくの機会なので2点だけ確認させてください」の声あり）執行部がいる場でね。はい、了解。

10番（齋藤俊夫議員）はい。先ほどの補正予算のところでもよかったんですけども、一通り終わってからというふうにあえてお願いいたします。

1つはね、クマ対策の関係、今後のこともありますので問題提起しておきたいんですけども、当初予算でクマの誘引木伐採補助金、50万円ほど措置しました。しかし、あれは、全て一般財源なんですよね。ところが栗原市あたりは、巨額の予算を全て国費だと。こういうね、大きな違いが、うちは50万円だからねっていう部分はありますよ。やはりもっと危機意識を持って、アンテナを高くして、使える補助金はしっかりと導入すべきじゃなかろうかなという問題提起だけしておきます。50万円で本当に足りるのかという絶対額の問題も当然あります。

それから、2点目はですね、これは予算、直接ではないんですけども、確認なんですけども、これまでのいろんな議論の中で、災害公営住宅入居者の家賃減免措置の話がずっと出てきてきましたけども、これは、7年度でもう一切終了したというふうな認識でよろしいわけですね。

町長（橋元伸一町長）はい。災害公営住宅の補助に関しては、私の中で15年というのを一つの基準、最初10年ということですね、スタートしてるんですが、それを自治体によって1年とか2年とか延ばしたり延ばさなかったようなことがありました。たしか一番早く止めたのが仙台市だったですかね。10年でびたっと終わらせて、いろいろありましたが、山元町の場合、年金生活者も多いということで、そこにですね、コロナがあったり、あと、物価高騰が続けてあったりいろんなことがあって、現状で高くするのは大変だろうと。ただ、永久的にずっとそこの部分の補助をしていくっていうのもなかなか厳しいところがありますので、一応基準として15年という一つの基準を私の中で持っていました。あと1年延ばしたいと私は思っております。本来たしか2年ずつやって、そして、1年ずつだっけ、延長していて、15年という一つの基準を私の中で決めたものですから、昨年、2年間、この事業を継続しようと思ったんですが、今年、選挙というのがありましたので、その場合、変わってしまえば、新たな方はやっぱやめますっていうふうになると大変なので、去年も1年ということで1年だけ延ばしました。今年あと1年、私、延ばして、15年で一つの区切りとして、その後は、段階的に元に戻していくという形を取りたいというふうに思っておりますので、今回も補正について、今年1年間だけ、今年度分だけの予算を計上させていただければというふうには思っております。

10番（齋藤俊夫議員）はい。私が聞き及んでいる限りでは、過去の課長会議でもいろいろ問題提起されている案件だというふうに伺っております。町長が独りよがりにならないようですね、そういう政策判断が必要じゃないかなというふうに思います。もしなんであれば、過去の課長会議の記録などもね、我々に示していただきながら、本当にそれが町として必要だというふうに共通理解になっているのか、そこを確認させていただきたいと思います。

副町長（佐藤兵吉副町長）はい。私の方からクマの補助金のご関係ですね、これにつきましては、ちょっと担当課の方もですね、県の方に今回オーダーしようと思ったんですが、令和8年度の予算については、もう満額になっているというふうなことで認めてもらえなかった

ということもございますので、今後、引き続き9年、10年とそのような事業ですね、計画というふうになるかと思っておりますので、その辺は、アンテナを高くして県と調整を図りながら、できるだけその補助事業というふうなのを持っていけるように努めていきたいと思っております。

議長（伊藤貞悦議員）それは前段ね。後段の部分は町長です。

町長（橋元伸一町長）はい。今の課長会議という話がありましたが、課長会議で課長たちから大反対を受けたという意識、私、ありませんので、その辺は、言われれば経過はいつでもお話ししますが、一応私の中で、15年というのを一つの区切りにしたいと思ってましたので、先ほども言いましたように、今年度1年は事業を継続させていただいて、先ほどいろんな形での物価高騰というのも話題になりましたけれども、そういう中でですね、やはり今の現状、災害公営住宅に入っている方たちが、決して生活が楽な方たちばかりではありませんので、そういうことも踏まえてですね、来年度以降は、本当に申し訳ないというふうには思うんですが、今年度1年間だけはですね、延長をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

議長（伊藤貞悦議員）よろしいですね。そのほかございませんか。（「なし」の声あり）

では、協議については以上にしたいと思います。

それでは、執行部の方御退席いただきます。

それでは、各委員会からの報告に移ります。

総務民生常任委員会の方からございますか。（「これ終わった後、若干打合せやります」の声あり）

産建教育常任委員会。（「全協終了後打合せを行いますのでよろしく願いいたします」の声あり）

議会広報広聴常任委員会。（「ありません」の声あり）

議会運営委員会。（「特にございません」の声あり）

旧J R山下駅前トイレ撤去経緯等調査特別委員会。（「ありません」の声あり）

なり手不足対策調査特別委員会。（「当初、スケジュールでは、5月24日頃にセミナーをやりたいというふうに考えていたんですけども、日程の再調整が必要になった状況でございますので、今後、委員会で時期、内容などを考えていきたいと思っております。よろしく願いします」の声あり）順延するっていうことですね。（「はい」の声あり）

各一部事務組合等からの報告、互理地区行政事務組合議会の方から。（「ございません」の声あり）

互理名取衛生処理組合議会の方から。（「ありません」の声あり）

宮城県後期高齢者医療広域連合議会の方からは。（「ありません」の声あり）

それでは、今日予定しておりました議題、全て終了いたします。

大変長時間、御苦勞さまでございました。

午後3時58分 閉会